

| No | 質問 | 回答 |
|--------------|--------------------------|---|
| 表示制度について | | |
| 1 | 長期使用製品安全表示制度とは？ | 消費生活用製品安全法の改定に合わせ、長期使用の家電製品5品目を電気用品安全法の技術基準に指定して、新たに長期使用に関する表示を行う制度で、2009年4月1日から施行されます。具体的には、経済産業省ホームページの製品安全のページに法改正の目的と概要、ガイドラインなどが紹介されています。一般家庭用で使用される換気扇、扇風機、エアコン、洗濯乾燥機を除く洗濯機、ブラウン管テレビの5品目が指定されています。お客様には製造年、標準的な使用期間(設計上の標準使用期間)、長年ご使用の場合の注意事項をお知らせするものです。 |
| 2 | 改正の趣旨は？ | 消費者が日常生活で用いる一部の製品について、長期間の使用に伴う経年劣化による重大な事故が発生しており、消費者の安全・安心を確保するためには、こうした事故を未然に防止するための措置を講ずる必要が出てきたため、消費生活用製品安全法が改正されてこの制度が創設されました。 |
| 3 | どのような制度ですか？ | 製品に経年劣化によるリスク等を表示することによって、製品をご利用の方々に長期使用時の注意喚起を促す制度です。長期使用安全点検制度とは異なる制度ですのでご注意ください。 |
| 4 | 法律はいつから変わるのか？ | 法律施行は、2009年4月1日以降製造分が対象です。電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正されました。 |
| 5 | どこが変わることとなるのか？ | 「製造年」に加えて、設計上の標準使用期間(標準的な使用条件を定めて、この条件で何年使う製品であるか法に従って定めて表示するものです)、設計上の標準使用期間を超えて使用した場合、発火・けがの恐れがあることの表示が必要です。 |
| 6 | 製品に何が表示されるのか？ | 製品本体に、「製造年」「設計上の標準使用期間」「設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります」の3項目を記載いたします。 |
| 7 | 対象品の指定の考え方？ | 経済産業省の報告では、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、その残存台数が多く、長期間使用されることが多いために、経年劣化による事故が一定程度発生している製品について、経年劣化によるリスクの注意喚起を行う表示をして、消費者に適切な行動を促す制度が創設されました。 |
| 8 | 対象製品は？ | 対象製品として、一般家庭用で使用される、換気扇、扇風機、エアコン、洗濯乾燥機を除く洗濯機、ブラウン管テレビの5品目が指定されています。 |
| 9 | 高須産業で対象製品は？ | 弊社では「換気扇」のみが対象商品です。送風機(エアーミックス等)は対象外なので、ご注意ください。 |
| 10 | 従来品と性能が変わるのか？ | 従来品と法律施行後の同一品番商品に性能差ございません。法改正により商品シール内容や取扱説明書表記等が変わります。 |
| 11 | 産業用(業務用)も対象か？ | 本法が「一般消費者の生活の用に供されるもの」を対象としているため、産業用(業務用)のものは対象ではありません。 |
| 設計標準使用期間について | | |
| 12 | 「設計標準使用期間」とは？ | 「設計標準使用期間」は標準的な使用条件で使用した場合に、経年劣化による安全上支障なく使用できる期間です。 |
| 13 | 「設計標準使用期間」の根拠は？ | JIS基準の標準使用条件や各主要部品の耐久性データ等に基づき商品毎に設定しております。 |
| 14 | 「設計標準使用期間」はどの時点からの年数なのか？ | 製造された年からの年数となります。運転時間には関係なく、経過年数です。 |
| 15 | 「設計標準使用期間」と「保証期間」は同じですか？ | 「設計標準使用期間」は標準的な使用条件で使用した場合に、安全上支障なく使用できる標準的な期間であり、「保証期間」とは異なります。 |
| 16 | JIS基準の内容が知りたい？ | 取扱説明書に「標準的な使用条件」を記載して算定の根拠の情報提供を行っています。経済産業省のガイドラインに「使用条件の設定や試験に基づく算定方法等の設計上の標準使用期間の算定の根拠を消費者に示すことは法令上の義務ではありませんが、取扱説明書等への記載によって情報提供することが望ましい」と記載されています。 |
| 17 | 連続運転でも大丈夫か？ | 設計上の標準使用期間は、標準的な使用状況での目安の期間となります。使用時間が長い場合は、標準使用期間以内でも、製品の異常が無いかご確認をお願いします。 |

| No | 質問 | 回答 |
|--------|---------------------------------|---|
| 18 | あまり使用していないので「設計標準使用期間」は延びるのか？ | 周囲環境により運転していなくても劣化が進行する部品もありますので、使用時間が短い場合でも、標準使用期間を迎えたら点検をお勧めします。 |
| 19 | 「設計標準使用期間」内に故障した場合はどうなるのか？ | 無償保障期間を過ぎてからの故障は、有償での修理となります。 |
| 20 | 「設計標準使用期間」を超えた商品はどうすれば良いのか？ | 「設計標準使用期間」を過ぎると、事故に至る可能性があるため、定期的に製品の異常の有無を確認して頂きながらご使用ください。必要に応じて、買い換えをお勧めします。 |
| 点検について | | |
| 21 | 点検してもらえるのか？ | 基本は、お使いのお客様自身での点検となりますが、お客様自身で点検が出来ない場合は、お買い上げの販売店にご依頼いただくか、弊社にご依頼ください。(有料点検) |
| 22 | 点検料金はいくら位ですか？ | お買い上げの販売店にご確認いただくか、弊社ホームページをご確認ください。 |
| 23 | 日頃の点検はどのように行えばよいのか？ | 取扱説明書等に記載された点検を実施してください。異常がある場合は電源を切り、販売店等へご相談ください。(スイッチを入れても運転しない/運転中に異常音や振動がする/こげ臭いにおいがする、等) |
| 24 | 点検を受ければ寿命年数は延びるのか？ | 点検はその時の製品の状態を点検するものです。安心してお使い頂くには、継続しての点検をお勧めいたします。 |
| 25 | 自分で分解して点検して良いか？ | 危険ですから分解はしないでください。 |
| その他 | | |
| 26 | 経年劣化とは何なのか？ | 「長期間の使用に伴い生ずる劣化」のことで、設計・製造上の瑕疵がないにもかかわらず生ずるものです。この経年劣化により安全上の支障が生じる場合があります。 |
| 27 | 日常点検とは？ | 異常な音(音の変化、うなり音など)、振動、臭いなどにご注意ください。 |
| 28 | 10年前の製品だけど、安全なのか？ | 確認頂いて、特に問題がなければ大丈夫と考えていますが、使用途中での劣化もあり得ますので、時々のご確認をお願いします。「設計標準使用期間」を大きく超える場合には、安心のため買い替えをご検討下さい。 |
| 29 | 現在の製品を使い続けたいが、どのような問題があるのでしょうか？ | 外観はきれいでも、長年のご使用により部品等が劣化している可能性があります。「設計標準使用期間」を大きく超える場合には、安心のため買い替えをご検討下さい。 |
| 30 | 製品の「リコール」との違い | 「リコール」は製品固有の原因で重大事故に至るケースに適用されるものであり、経年劣化に起因する事故は「リコール」とは異なります。 |
| 31 | PL法、民法とはどう関連するのか | 製品の欠陥が問題となる「PL法」や、過失責任が問題となる「民法」の問題とも異なります。 |